

ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）第4回運営委員会
共同プレスリリース

2013年12月11日

2013年12月11日（水曜日）、東京において、ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）第4回運営委員会が開催されました。日本側からは岸田文雄外務大臣が、インドネシア側からはハッタ・ラジャサ経済担当調整大臣が同委員会の共同議長を務めたほか、両国から関係閣僚が出席しました（日本側：太田昭宏国土交通大臣、磯崎仁彦経済産業大臣政務官ほか、インドネシア側：ヒダヤット工業大臣ほか出席）。

1. MPA 戦略プラン

（総論）

（1）両共同議長は、MPA が、国交樹立 55 周年を迎えた日本とインドネシアの戦略的パートナーシップの強化に資するものであり、現在そして将来にわたって、より広くより緊密な両国の互惠関係を実現するための重要な取組であることを確認し、MPA 戦略プランの実施の一層の加速化に向けた協力を進めていくことで一致しました。

（注：第3回運営委員会で承認された MPA マスタープランについて、経済開発加速化・拡大マスタープラン（MP3EI）との混同を避けるため、インドネシア側の提案に基づき、その呼称を MPA 戦略プランとすることで合意しています。）

（主要事業の進捗）

（2）両共同議長は、第3回運営委員会において承認された MPA 戦略プランに基づき、主要事業が目に見えて進展していることを確認し、これを歓迎しました。特に、日本側は、インドネシアで初めての地下鉄となるジャカルタ都市高速鉄道（MRT）南北線建設事業の着工を祝し、インドネシア側からは、これまでの日本政府・JICA・民間関係者を含む日本側の協力を謝意が表されました。両共同議長は、同じく日本の協力により着工したプルート排水機場緊急改修事業やスマートコミュニティ事業、MRT 東西線事業、ジャワ・スマトラ連系送電線建設事業を含む主要事業の準備及び実施を加速化させ、2020年迄の完工を目指すことで一致しました。

（3）両共同議長は、日本側が MPA 事業に対してこれまでに約 1,130 億円の資金協力を供与済または表明済であることを確認しました。また、両共同議長は、インドネシア政府が 2014 年 1 月末迄に MRT 南北線事業、MRT 東西線事業（エンジニアリングサービス）、ジャワ・スマトラ連系送電線事業に関する総額約 1,400 億円の円借款要請を日本側に提出すべく最大限の努力を行い、要請が提出されれば、日本側が資金協力の可能性を前向きかつ速やかに検討することを確認しました。また、両国議長は、主要事業の迅速な資金準備のために両国が緊密に協力していくことで一致しました。

(4) 両共同議長は、日本とインドネシアの両国が、フラッグシップ事業の一つであるチラマヤ国際港整備事業とそれに付随するアクセス道路整備事業の早期実施のために協力を強化していることを確認しました。両共同議長は、本事業が、インドネシアの輸出能力強化と外国投資促進に貢献するものであり、投資家からの要望が強く、インドネシア経済の発展にとって非常に重要な事業であることを確認し、両国の官民関係者と連携して 2020 年の開港に向けた最大限の努力を行うことで一致しました。インドネシア側議長は、チラマヤ国際港の早期整備に向けた作業促進を関係省庁に指示することを表明しました。

(新しいイニシアティブ)

(5) 両共同議長は、PPP（官民連携パートナーシップ）事業の推進のために、以下の二点につき一致しました。

(a) 「MPA サポートファシリティ」：両共同議長は、MPA の PPP 事業の形成促進を図るため、「MPA サポートファシリティ」の立ち上げで一致しました。両共同議長は、同ファシリティを通じて、適切な官民のリスク分担の実現による PPP インフラ事業の促進に最大限の努力を行うことで一致しました。

(b) 「PPP 促進対話」：両共同議長は、今後、MPA の技術委員会の場で、PPP 事業推進に関する対話を実施することで一致しました。両共同議長は、インドネシアにおいて実行可能な政策・制度の実現のために、どのような更なる協力が可能か、協議していくことで一致しました。

(6) 両共同議長は、インドネシア国内のコネクティビティ向上に貢献するために、ジャカルタ・バンドン・スラバヤ高速鉄道のうちジャカルタ・バンドン間の事業化調査支援を開始することで一致しました。両共同議長は、同高速鉄道の実現に向けてインドネシア側が取り組むべき制度・体制整備を確認するとともに、同調査の円滑な実施のために緊密に連携していくことで一致しました。

2. MPA 投資促進ハイレベル協議

(1) 両共同議長は、投資関連の規制、規則及び慣行を直接投資に一層資するものとし、インドネシアにおける直接投資を推進する方策を探求するために両国官民が協議を行う投資促進ハイレベル協議の意義を改めて確認し、第 2 ラウンド協議での進捗を評価し、その報告書を了承しました。1 年間にわたり、輸出入、課税、労働、法令の予見可能性等の諸議題について議論するために全体会合及び課題別会合が開催され、以下のような具体的な進展を得ました。

(a) 輸入ライセンス (API)

輸入管理を目的として既存の輸入ライセンスの更新を求める制度（商業大臣令 2012 年第 27 号及び第 59 号）は、インドネシア政府が事業者の要望を踏まえ、既存の輸入ライセンスの有効期限の延長等の措置を講じたことにより、2013 年 4 月

の施行後も概して円滑に運用されている。

(b) アウトソーシング

インドネシア政府と日本側は、労働移住大臣令 2012 年第 19 号の制定以降、大臣令の円滑な実施を協議するため、定期的に対話懇談会を開催した。

(c) 最低賃金決定プロセス

最低賃金はセーフティーネットであるとの考えの下、地方賃金委員会によって決定される適正生活水準（KHL）が理論的に最低賃金の上限と規定する、大統領令 2013 年第 9 号が 2013 年 9 月に制定された。また、インドネシア政府は、最低賃金の上昇に応じられない中小企業は延長を申請できると規定する、労働移住大臣令 2003 年第 231 号に基づき、最低賃金の上昇に対処した。

(d) 国税総局との対話

移転価格税制の公正な運用等の課税問題について、国税総局と日本側との間で定期的に対話の機会を持ち、税制度の改善や投資環境の整備に寄与した。

(e) 法令・規則の予見可能性

法令や規則の策定手続きを定める法令 2011 年第 12 号の実施規則である大統領令案がインドネシア政府により、とりまとめられている。このような大統領令の制定は、インドネシアの法令や規則における予見可能性、透明性、安定性を向上させる。

(2) 両共同議長は、インドネシアへの直接投資を推進するために、更なる議論と解決を必要とする課題が残っていることを確認しました。輸出入分野におけるジャカルタのタンジュンプリオク港での通関時間の長期化に関し、日本側はインドネシア政府の関係省庁との議論の場の設置を要請しました。また、鉄鋼製品の船積前検査の問題に関し、日本側は税関段階での適用除外に向けて、出来るだけ早期にインドネシア政府内での調整がなされるよう要請しました。労働分野における就労ビザの適切な発給に関し、日本側は取締役以外の外国人労働者にも、後任者との引き継ぎのために滞在延長を認めるよう要請しました。

(3) 両共同議長は、上記の更なる議論と解決を必要とする課題や、その他輸出入、課税、労働、法令の予見可能性等の問題について、投資促進ハイレベル協議の第 2 ラウンドの場で、引き続き議論を行うことで一致し、次回運営委員会において議論の進捗を報告するよう指示しました。

3. 次回運営委員会

両共同議長は、次回運営委員会を 2014 年中の双方の都合の良い時期及び場所にて開催することで一致しました。両共同議長は、次回運営委員会までに、各事業の実施を一層加速させるために、技術委員会を始めとする緊密な協議を継続し、共同で取り組むことを確認しました。